



平成 24 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名：トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 奥田 昌孝
(コード番号 9715 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 C F O 本田 仁志
TEL 03-4363-1111 (代表)

当社子会社による自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社子会社である株式会社 J ストリームは、平成 24 年 11 月 5 日開催の同社取締役会において、自己株式の取得及び自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 24 年 11 月 6 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 24 年 12 月 4 日をもって終了いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

以 上

「別紙」

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ
(平成 24 年 12 月 5 日公表 株式会社 J ストリーム)

平成 24 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 J ストリーム
本社所在地 東京都港区芝二丁目 5 番 6 号
代表者氏名 代表取締役会長兼社長 白 石 清
(コード番号: 4308 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理本部長 保 住 博 史
電話 03-5765-7744

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 24 年 11 月 6 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 24 年 12 月 4 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けをもって、平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 J ストリーム 東京都港区芝二丁目 5 番 6 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 24 年 11 月 6 日（火曜日）から平成 24 年 12 月 4 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日 平成 24 年 11 月 6 日（火曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 17,360 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成24年12月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ)個人株主の場合

①本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分(以下「みなし配当の額」といいます。)についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)。国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

②本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が適用されます。

(ロ)法人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、法人株主は、みなし配当の額に7%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	21,000株	—株	20,652株	20,652株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 J ストリーム	東京都港区芝二丁目 5 番 6 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 20,652 株 |
| (注) 発行済株式総数に対する割合 14.72% (小数点以下第三位を四捨五入) | |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 358,518,720 円 |
| (注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。 | |
| (4) 取得した期間 | 平成 24 年 11 月 6 日から平成 24 年 12 月 4 日まで |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|--|---------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 21,000 株 (上限) |
| (注) 発行済株式総数に対する割合 14.97% (小数点以下第三位を四捨五入) | |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 364,560,000 円 (上限) |
| (4) 取得する期間 | 平成 24 年 11 月 6 日から平成 24 年 12 月 28 日まで |

III. その他

本公開買付けにより、主要株主の異動が生じる予定です。当該事項に関しましては、本日別途公表しております「主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上